

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年7月分」

違反行為の概要： 過積載による運送

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年7月17日	株式会社南九州機動(法人 番号1340001008767) 代表 者井上博展	本社営業所	輸送施設の使用停止 (20日車)	貨物自動車運送事業法 第17条第3項	令和7年2月20日、過積載運転があった 旨の公安委員会からの通知を端緒に監 査実施。1件の違反が認められた。(1)過 積載運送(貨物自動車運送事業法第17 条第3項)	2	2
	鹿児島県薩摩川内市入来 町浦之名6298-1	鹿児島県薩摩川内市入来 町浦之名6298-1					
令和7年7月17日	有限会社堀運送(法人番号 2350002004243) 代表者堀 義和	本社営業所	輸送施設の使用停止 (160日車)、文書警告、 文書勧告、輸送の安 全確保命令	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第17条第1 項第1号、法第17条第1 項第2号、法第17条第3 項、法第17条第4項、法 第69条第1項、道路運 送車両法(以下「車両 法」)第49条	令和7年3月24日、過積載運転があった 旨の公安委員会からの通知を端緒に監 査実施。12件の違反が認められた。(1) 勤務時間等の基準の遵守違反(貨物自 動車運送事業輸送安全規則(以下「安全 規則」)第3条第4項)、(2)定期点検整備 記録簿の記載義務違反(安全規則第3条 の3、車両法第49条)、(3)定期点検整備 記録簿の保存義務違反(安全規則第3条 の3、車両法第49条)、(4)過積載運送(貨 物自動車運送事業法第17条第3項)、(5) 点呼の実施義務違反(安全規則第7条第 1項～第3項)、(6)事故の記録事項義務 違反(安全規則第9条の2)、(7)運行指示 書に係る作成義務違反(安全規則第9条 の3第1項～第3項)、(8)運転者等台帳の 記載事項等義務違反(安全規則第9条の 5第1項)、(9)運転者に対する指導監督違 反(安全規則第10条第1項)、(10)運転者 に対する指導監督の記載事項等義務違 反(安全規則第10条第1項)、(11)特定運 転者に対する適性診断受診義務違反 (安全規則第10条第2項)、(12)届出義務 違反(貨物自動車運送事業法施行規則 第44条第1項第6号)	26	16
	宮崎県宮崎市細江3413-1	宮崎県宮崎市大字細江字 長見通3413-1					